

第6章

介護保険制度によるサービス

第6章 介護保険制度によるサービス

1. 介護保険の財源構成

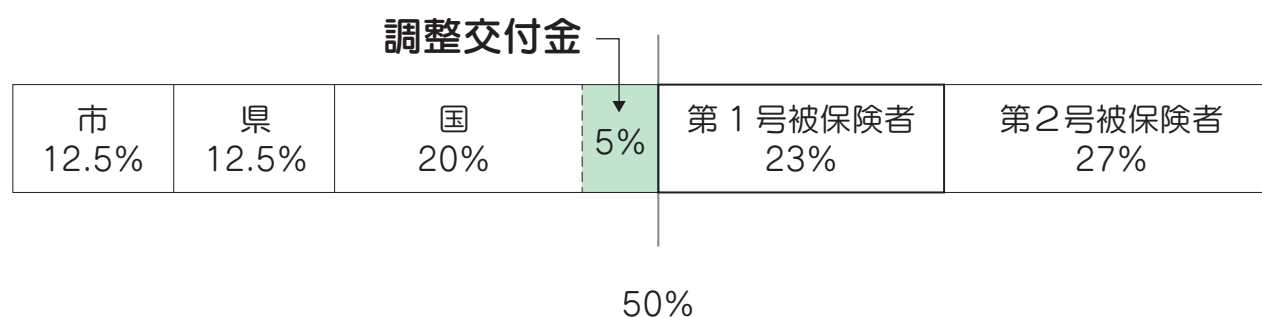
介護保険給付に要する費用は、介護サービス利用時の利用者負担分を除いて、半分を国（25%）・県（12.5%）・市（12.5%）が公費で負担し、残りを被保険者の保険料（65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者が27%）でまかなう仕組みとなっています。

調整交付金

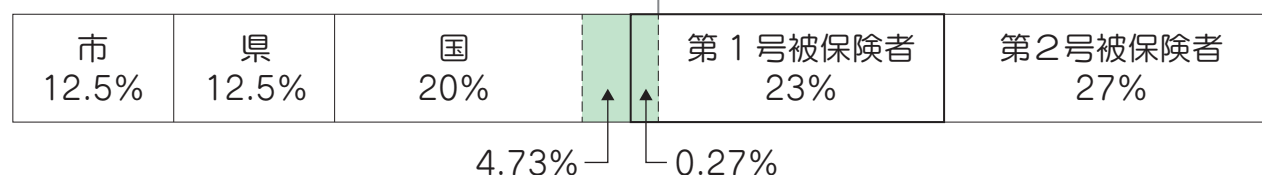
介護給付費における国の負担割合25%のうち、5%は全国の保険者の財政格差を調整するために、後期高齢者加入割合や所得段階別人数割合によって年度ごとに調整のうえ、交付されます。

本市においては、後期高齢者加入割合が全国平均より低いことから、調整交付金交付割合が5%を下回っており、これにより生じる差額は第1号被保険者の負担割合に加算されることとなっています。

【基本的な費用負担区分】



【本市の費用負担区分】（第8期算定時）



保険者の取組に対する評価に基づく交付金

第8期においては、以下の交付金を活用し、介護予防・重度化防止等に係る施策の充実に努めます。

【保険者機能強化推進交付金】

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組状況について、国が評価指標に基づき評価し、その結果に応じて配分される交付金です。この交付金は、地域支援事業、市町村特別給付等の第1号被保険者負担分に充当することができます。

【介護保険保険者努力支援交付金】

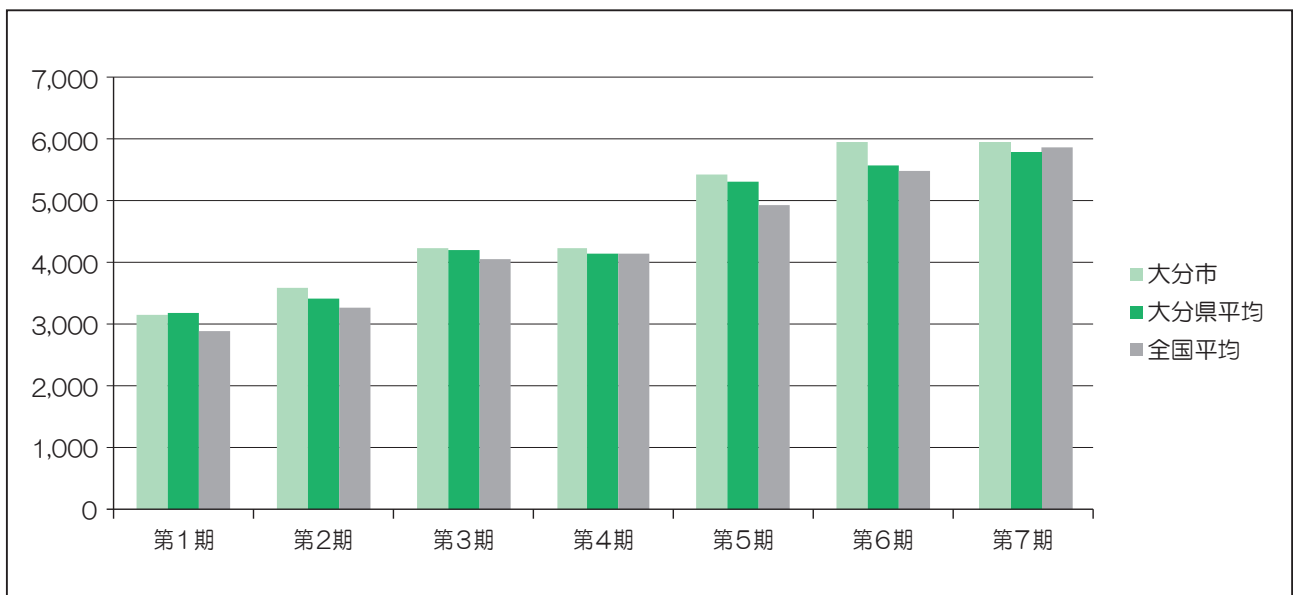
保険者機能強化推進交付金に係る評価指標のうち、介護予防・健康づくりに関する重要な項目について評価し、その結果に応じて配分される交付金です。この交付金は、介護予防・健康づくりに資する取組等の第1号被保険者負担分に充当することができます。

2. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第1号被保険者の介護保険料の推移

介護保険制度が平成12年度(2000年度)に発足して以来、高齢者の増加に加え、介護保険制度に対する理解が深まった結果、要介護・要支援認定者数、サービス利用者数が増え、給付費も大幅に増加してきました。今後も、高齢者の生活を支える介護保険制度を持続可能なものとするため、財政基盤の安定が重要です。

	第1期 (H12~H14)	第2期 (H15~H17)	第3期 (H18~H20)	第4期 (H21~H23)	第5期 (H24~H26)	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R2)
大分市	3,166円	3,610円	4,270円	4,270円	5,452円	5,994円	5,994円
大分県平均	3,192円	3,433円	4,216円	4,155円	5,351円	5,599円	5,790円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円



(第1号被保険者の介護保険料の基準額)

※第1期及び第2期の介護保険料については、野津原・佐賀関を除く

(2) 第8期介護保険料の算定（令和3年度～令和5年度）

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中に必要と見込まれる保険給付総額の原則23%をまかなえる水準に定めることとされています。

第8期の介護保険事業計画では、給付費の見通しに基づき算定した結果、現在のサービスを維持するには保険料の引き上げが必要となりました。

介護保険料の引き上げは、被保険者の負担を大きくすることになりますが、下記の軽減措置等により被保険者の負担が過大になることをできるだけ避けるよう努めます。

① 介護給付費準備基金^(注25)の充当

介護給付費準備基金を、第1号被保険者介護保険料に充当します。

② 負担能力に応じた保険料負担

第3期計画より、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと（多段階設定）が可能とされ、本市でも多段階設定を行っています。

第6期計画時には、国が示した標準段階が6段階から9段階に見直され、本市では市民税課税層の区分を更に細分化し、12段階に設定しました。

第8期計画においても、引き続き12段階の多段階設定とし、保険料率についても第7期と同率とします。

③ 公費による保険料の軽減

今後の更なる高齢化に伴い、介護給付費の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、介護保険制度を持続可能なものとするために、国は社会保障の充実として公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けています。

本市もこの考え方にに基づき、引き続き低所得者に対し、公費による保険料の軽減を行います。

④ 保険料段階の基準所得金額の見直し

介護保険法施行規則の一部改正により、段階を区分する合計所得金額は、第7段階の「200万円未満」が「210万円未満」、第8段階の「200万円以上300万円未満」が「210万円以上320万円未満」、第9段階の「300万円以上」が「320万円以上」となります。

【介護保険料算定フロー】

第1号被保険者の介護保険料は、市町村の介護保険事業計画に定める介護保険サービス（給付費）の見込み量に応じて、市町村が定めます。

①総給付費見込額
124,577 百万円

×23%（第1号被保険者負担割合）
× 後期高齢者加入割合補正係数
× 所得段階別加入割合補正係数

②第1号被保険者負担分相当額（調整交付金見込後）
28,971 百万円

③市町村特別給付費
661 百万円

④介護給付費準備基金充当額
700 百万円

⑤保険者機能強化推進交付金等の交付金見込額
473 百万円

⑥第1号被保険者介護保険料収入必要額（②+③-④-⑤）
28,459 百万円

÷ 予定保険料収納率 98.90%
÷ 補正第1号被保険者数（3年間合計 386,836人）

保険料基準額 74,380 円（月額 6,199 円）

(3) 第8期所得段階別保険料額（令和3年度～令和5年度）

段階		対象者	保険料率	保険料年額 (月額)
市民税非課税世帯	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、 課税年金収入額+合計所得金額が80万円 以下の人	基準額×0.30	22,310円 (1,860円)
	第2段階	課税年金収入額+合計所得金額が80万円 を超え120万円以下の人	基準額×0.40	29,750円 (2,480円)
	第3段階	課税年金収入額+合計所得金額が120万円 を超える人	基準額×0.70	52,070円 (4,340円)
課税世帯で本人非課税	第4段階	課税年金収入額+合計所得金額が80万円 以下の人	基準額×0.83	61,740円 (5,146円)
	第5段階	課税年金収入額+合計所得金額が80万円 を超える人	基準額×1.00	74,380円 (6,199円)
本人市民税課税	第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.08	80,330円 (6,695円)
	第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円 未満の人	基準額×1.25	92,980円 (7,749円)
	第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円 未満の人	基準額×1.50	111,570円 (9,299円)
	第9段階	合計所得金額が320万円以上400万円 未満の人	基準額×1.60	119,010円 (9,919円)
	第10段階	合計所得金額が400万円以上500万円 未満の人	基準額×1.85	137,610円 (11,468円)
	第11段階	合計所得金額が500万円以上600万円 未満の人	基準額×1.95	145,050円 (12,088円)
	第12段階	合計所得金額が600万円以上の人	基準額×2.15	159,930円 (13,328円)

※介護保険法施行令により第1～3段階の保険料率は軽減されています。

3. 介護保険サービスの見込み

(1) 予防給付対象サービスの見込み量

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
	介護予防訪問看護	回/月	1,703	1,791	1,868
		人/月	288	303	316
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	652	682	712
		人/月	65	68	71
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	102	106	111
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,298	1,337	1,387
	介護予防短期入所生活介護	日/月	130	143	143
		人/月	22	24	24
	介護予防短期入所療養介護	日/月	8	8	8
		人/月	3	3	3
	介護予防福祉用具貸与	人/月	2,459	2,545	2,651
	特定介護予防福祉用具購入費	人/月	51	54	56
	介護予防住宅改修	人/月	72	75	79
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	84	86	90
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	48	48	64
		人/月	6	6	8
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	15	16	18
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	2	3	4
介護予防支援	人/月	3,442	3,508	3,593	

(2) 介護給付対象サービスの見込み量

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	訪問介護	回/月	112,748	117,041	122,550
		人/月	4,138	4,294	4,498
	訪問入浴介護	回/月	731	780	821
		人/月	146	156	164
	訪問看護	回/月	13,251	13,987	14,710
		人/月	1,695	1,787	1,877
	訪問リハビリテーション	回/月	5,737	6,051	6,364
		人/月	494	521	548
	居宅療養管理指導	人/月	4,331	4,543	4,747
	通所介護	回/月	106,359	108,754	111,842
		人/月	6,479	6,629	6,817
	通所リハビリテーション	回/月	23,747	24,597	25,371
		人/月	2,586	2,678	2,762
	短期入所生活介護	日/月	7,860	8,285	8,693
		人/月	756	796	835
	短期入所療養介護	日/月	587	611	648
		人/月	83	87	92
	福祉用具貸与	人/月	7,743	8,094	8,300
	特定福祉用具購入費	人/月	96	102	106
	住宅改修費	人/月	70	74	78
特定施設入居者生活介護	人/月	376	390	404	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	22	22
	夜間対応型訪問介護	人/月	17	17	18
	地域密着型通所介護	回/月	10,622	11,217	11,739
		人/月	815	859	899
	認知症対応型通所介護	回/月	3,004	3,156	3,268
		人/月	237	249	258
	小規模多機能型居宅介護	人/月	215	231	248
	認知症対応型共同生活介護	人/月	646	660	714
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	362	362	391
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	113	126	138	
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	1,048	1,048	1,048
	介護老人保健施設	人/月	1,080	1,089	1,109
	介護医療院	人/月	18	68	68
	介護療養型医療施設	人/月	15	15	15
居宅介護支援	人/月	11,979	12,318	12,664	

(3) 介護給付等対象サービス費の見込み (千円)

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	居宅サービス	訪問介護	3,720,003	3,863,502	4,045,788	
		訪問入浴介護	106,051	113,157	119,065	
		訪問看護	894,583	944,665	993,280	
		訪問リハビリテーション	202,776	213,983	225,052	
		居宅療養管理指導	450,128	472,479	493,735	
		通所介護	9,634,723	9,852,145	10,132,453	
		通所リハビリテーション	2,230,139	2,312,878	2,387,321	
		短期入所生活介護	790,211	833,543	874,728	
		短期入所療養介護	80,404	84,026	89,155	
		福祉用具貸与	1,088,837	1,136,876	1,168,397	
		特定福祉用具購入費	36,655	38,924	40,454	
		住宅改修費	75,682	80,006	83,962	
		特定施設入居者生活介護	850,019	882,883	915,543	
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	19,176	19,176
	夜間対応型訪問介護		13,720	13,728	14,982	
	地域密着型通所介護		1,038,449	1,098,884	1,150,195	
	認知症対応型通所介護		366,085	384,470	397,636	
	小規模多機能型居宅介護		534,080	573,075	615,482	
	認知症対応型共同生活介護		1,985,063	2,029,417	2,198,797	
	地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		1,284,622	1,285,335	1,388,579	
	看護小規模多機能型居宅介護		342,754	378,846	411,643	
	施設サービス	介護老人福祉施設	3,320,255	3,322,097	3,322,097	
		介護老人保健施設	3,666,139	3,697,701	3,764,217	
		介護医療院	81,390	307,488	307,488	
		介護療養型医療施設	44,232	44,256	44,256	
	居宅介護支援		2,130,558	2,190,541	2,250,336	
	予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
			介護予防訪問看護	86,638	91,192	95,113
			介護予防訪問リハビリテーション	22,513	23,557	24,588
			介護予防居宅療養管理指導	9,446	9,818	10,282
			介護予防通所リハビリテーション	483,630	498,238	518,380
			介護予防短期入所生活介護	8,483	9,249	9,249
介護予防短期入所療養介護			693	694	694	
介護予防福祉用具貸与			159,586	165,258	172,141	
特定介護予防福祉用具購入費			16,119	17,064	17,697	
介護予防住宅改修			78,549	81,866	86,171	
介護予防特定施設入居者生活介護			68,755	70,167	73,768	
地域密着型介護予防サービス		介護予防認知症対応型通所介護	4,702	4,704	6,273	
		介護予防小規模多機能型居宅介護	12,924	13,583	15,337	
		介護予防認知症対応型共同生活介護	5,924	8,891	11,855	
介護予防支援		183,936	187,566	192,111		
①	計	36,109,456	37,355,928	38,687,476		

(千円)

種類別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
②	特定入所者介護サービス費等給付額	810,929	819,038	827,229
	特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	135,419	205,162	207,209
	小計	675,510	613,876	620,020
③	高額介護サービス費等給付額	866,629	944,713	1,029,831
	高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	18,015	29,457	32,111
	小計	848,614	915,256	997,720
④	高額医療合算介護サービス費等給付額	183,330	199,940	218,054
⑤	算定対象審査支払手数料	50,429	53,957	56,952
⑥	地域支援事業費	2,276,907	2,328,083	2,385,379

合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		40,144,246	41,467,040	42,965,601

(4) 主な地域密着型サービスの日常生活圏域別の見込み量

① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/年)

圏域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
上野ヶ丘	348	348	363
碩田	348	348	363
王子	348	348	363
大分西	0	0	15
南大分	348	348	363
城南・賀来	216	216	231
城東	0	0	15
滝尾	480	480	495
明野	0	0	15
原川	0	0	15
鶴崎	348	348	363
大東	0	0	15
東陽	240	240	255
大在	348	348	363
坂ノ市	0	0	15
植田	0	0	15
植田西	0	0	15
植田南	348	348	363
植田東	264	264	279
竹中・判田	240	240	255
戸次・吉野	240	240	255
野津原	0	0	15
佐賀関・神崎	120	120	135
合計	4,236	4,236	4,584

② 認知症対応型共同生活介護 (人/年)

圏域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
上野ヶ丘	0	0	28
碩田	216	216	244
王子	432	432	460
大分西	216	216	244
南大分	324	324	352
城南・賀来	648	648	676
城東	648	648	676
滝尾	540	540	568
明野	216	216	244
原川	0	0	28
鶴崎	432	432	460
大東	324	324	352
東陽	216	216	244
大在	432	432	460
坂ノ市	108	108	136
植田	420	420	448
植田西	432	432	460
植田南	216	216	244
植田東	432	432	460
竹中・判田	744	744	772
戸次・吉野	216	216	244
野津原	216	216	244
佐賀関・神崎	540	540	568
合計	7,968	7,968	8,616

③ 小規模多機能型居宅介護 (人/年)

圏域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
上野ヶ丘	0	0	26
碩田	300	300	326
王子	348	348	374
大分西	0	0	26
南大分	0	0	26
城南・賀来	348	348	374
城東	0	0	26
滝尾	0	0	26
明野	0	0	26
原川	348	348	374
鶴崎	348	348	374
大東	300	300	326
東陽	300	300	326
大在	300	300	326
坂ノ市	0	0	26
植田	0	0	26
植田西	0	0	26
植田南	0	0	26
植田東	324	324	350
竹中・判田	0	0	26
戸次・吉野	0	0	26
野津原	0	0	26
佐賀関・神崎	0	0	26
合計	2,916	2,916	3,516

④ 看護小規模多機能型居宅介護 (人/年)

圏域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
上野ヶ丘	0	0	26
碩田	0	0	26
王子	0	0	26
大分西	0	0	26
南大分	348	348	374
城南・賀来	0	0	26
城東	0	0	26
滝尾	0	0	26
明野	0	0	26
原川	0	0	26
鶴崎	300	300	326
大東	0	0	26
東陽	0	0	26
大在	0	0	26
坂ノ市	0	0	26
植田	300	300	326
植田西	348	348	374
植田南	348	348	374
植田東	0	0	26
竹中・判田	300	300	326
戸次・吉野	0	0	26
野津原	0	0	26
佐賀関・神崎	0	0	26
合計	1,944	1,944	2,544

⑤ 認知症対応型通所介護 (人/年)

圏域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
上野ヶ丘	0	0	13
碩田	0	0	13
王子	288	288	301
大分西	0	0	13
南大分	0	0	13
城南・賀来	264	264	277
城東	0	0	13
滝尾	288	288	301
明野	0	0	13
原川	0	0	13
鶴崎	0	0	13
大東	144	144	157
東陽	288	288	301
大在	144	144	157
坂ノ市	120	120	133
植田	144	144	157
植田西	144	144	157
植田南	144	144	157
植田東	0	0	13
竹中・判田	144	144	157
戸次・吉野	0	0	13
野津原	144	144	157
佐賀関・神崎	0	0	13
合計	2,256	2,256	2,544

(5) 市町村特別給付

市町村は、条例により、介護保険法で定められた保険給付以外の市町村特別給付を実施することができます。実施にあたっては、第1号被保険者の保険料を財源としています。

本市では、在宅の要介護認定を受けた被保険者に対して「おむつ等介護用品購入費の支給事業」を実施しています。

支給基準等

在宅でおむつ等を常時必要とする人に対して、その購入に要した費用（限度額48,000円）の9割を支給します。

【対象者】 次の要件をすべて満たしている人

- 要介護1から要介護5の認定を受けている人
- 在宅で介護を受けている人
- 常時おむつを必要とする人

【支給対象品目】

紙おむつ、布おむつ、失禁パンツ、おむつカバー、尿とりパッド

年度	第7期計画期間			第8期計画期間		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
有資格者(人)	7,629	7,928	8,250	8,550	8,850	9,150
支給額(千円)	178,836	189,015	196,911	208,116	219,957	232,473

(6) 地域支援事業

地域支援事業は、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供するものです。

地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）、③包括的支援事業（社会保障充実分）、④任意事業の4つから構成されています。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- i) 介護予防・生活支援サービス事業
 - ア) 訪問型サービス
 - イ) 通所型サービス
 - ウ) 介護予防ケアマネジメント
- ii) 一般介護予防事業
 - ア) 介護予防把握事業
 - イ) 介護予防普及啓発事業・・・介護予防教室事業
 - ウ) 地域介護予防活動支援事業・・・地域ふれあいサロン事業等
 - エ) 地域リハビリテーション活動支援事業
 - オ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

② 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

- i) 総合相談支援業務
- ii) 権利擁護業務・・・権利擁護事業
高齢者虐待防止ネットワーク運営事業
- iii) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- iv) 介護予防ケアマネジメント業務

③ 包括的支援事業（社会保障充実分）

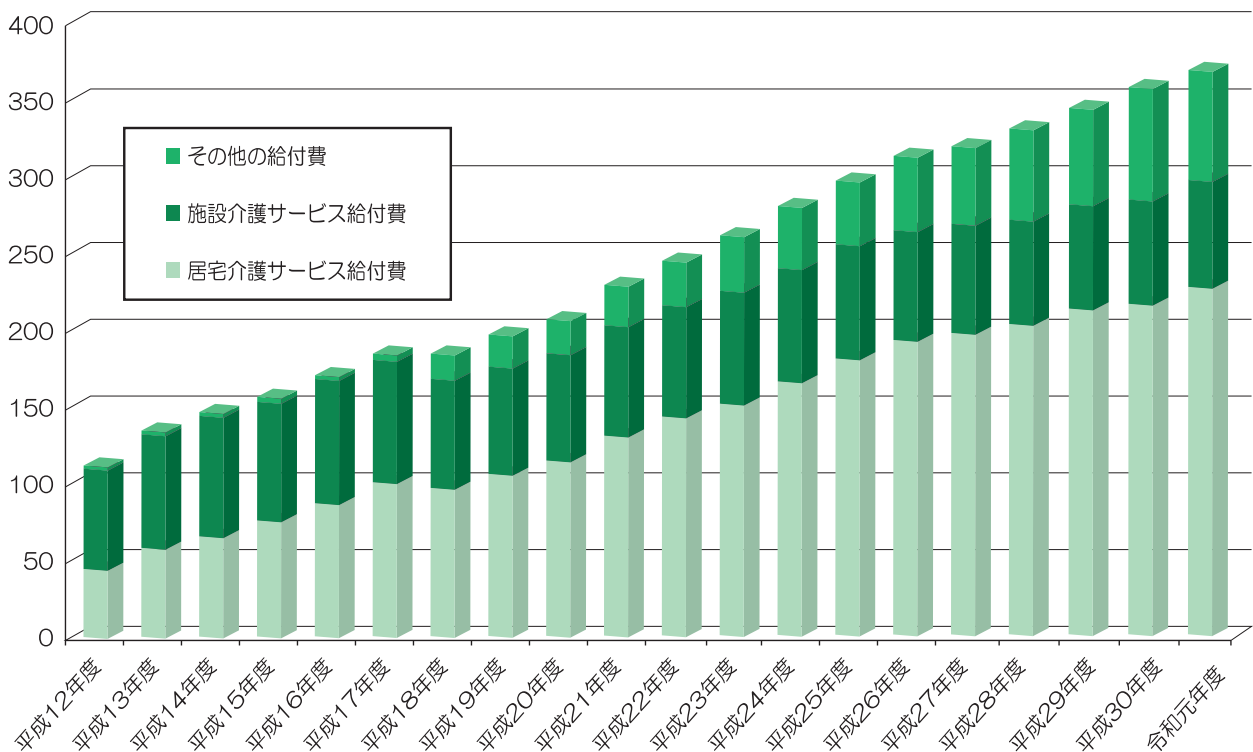
- i) 在宅医療・介護連携推進事業
- ii) 生活支援体制整備事業
- iii) 認知症総合支援事業・・・認知症初期集中支援推進事業
認知症地域支援推進事業
- iv) 地域ケア会議推進事業

(7) 介護給付費の推移

(億円)

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
居宅介護 サービス 給付費	43.9	58.2	66.5	76.5	88.3	101.1	98.0	107.5	116.7	132.0	144.0	152.4
施設介護 サービス 給付費	68.3	76.7	80.5	80.3	82.9	81.3	72.5	70.4	69.7	72.8	73.5	75.1
その他の 給付費	0.4	0.7	1.0	1.2	1.3	4.2	17.0	20.2	23.2	27.1	30.5	35.8
合計	112.6	135.6	148.0	158.0	172.5	186.6	187.5	198.1	209.6	231.9	248.0	263.3

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
居宅介護 サービス 給付費	167.6	183.3	194.6	200.2	204.8	211.1	212.8	221.2
施設介護 サービス 給付費	74.7	74.9	72.6	71.0	69.4	69.3	70.7	70.0
その他の 給付費	40.6	42.1	48.5	51.0	59.6	62.1	66.8	71.0
合計	282.9	300.3	315.7	322.2	333.8	342.5	350.3	362.2



4. 低所得者への対応

(1) 社会福祉法人による利用者負担軽減

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者のうちでも特に生計が困難な人に対して、利用者負担額の一部軽減を行い、これを行った社会福祉法人に対し軽減した額の一部を市が助成します。

(2) 食費・居住費の負担軽減

介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したときに利用者の自己負担となる食費・居住費について、世帯の市民税課税状況等に応じて、低所得者の利用者負担軽減を行います。

(3) 高額介護（介護予防）サービス費による払い戻し

介護保険サービスを利用して、月ごとに支払った利用者負担額が一定額を超えた場合、払い戻しを行い負担の軽減を図ります。

(4) 介護保険料の独自減免

平成12年4月の介護保険制度導入にあたり国が実施した特別対策による保険料の軽減措置が終了した平成13年10月から、本市独自の保険料減免を実施しています。

保険料区分が第1段階～第5段階（第4・5段階は条件に該当する被保険者のみ）の被保険者で、収入が少なく生活が著しく困窮しており、市の定める基準に該当する場合、申請した月から第1段階保険料額の2分の1の保険料額となる軽減措置を継続します。

5. 介護サービスの質の向上と指導体制

(1) 介護サービスの質の向上と指導体制等

① 介護支援専門員の資質向上

介護保険制度の要である介護支援専門員の資質を高めるため、居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所に対して、ケアプラン指導や個別事例についての相談を行います。

② 介護サービス相談員派遣事業

介護保険施設におけるサービス利用者の疑問や不満、不安を解消し、施設と協働して良好な環境づくりを目指すことを目的とした、「介護サービス相談員派遣事業」を継続して実施します。

③ 介護保険施設等への指導や助言

介護保険施設等へ集団指導や実地指導等を通し、高齢者に適正なサービスが提供できるよう、指導や助言、必要な情報提供を行います。

④ 関係機関との連携

介護サービス利用者が、事業者から必要とするサービスを安心して選択することができるように、大分県、大分県国民健康保険団体連合会、関係機関と密接な連携を図りながらサービス向上に努めます。

(2) 介護給付適正化の取り組み

介護給付費は、高齢化の進展や介護保険制度の定着に伴うサービス利用者の増加等によって、急速な増大を続けています。

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう、介護給付の適正化を図ることで、介護保険制度の信頼性を高めなければなりません。

このため、大分県及び大分県国民健康保険団体連合会と連携し、次に掲げる適正化事業に引き続き取り組みます。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査（委託調査）の内容について、訪問または書面等の審査を通じて点検を行い、適正かつ公平な要介護認定の確保に努めます。

年度	第7期計画期間			第8期計画期間		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
点検件数	4,931	4,524	2,000	5,145	4,500	4,500

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による認定有効期間延長により減少

② ケアプランの点検

新規開設をした居宅介護支援事業所や介護保険施設の介護支援専門員、地域包括支援センターの新任職員等に対して、利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目し、点検及び指導を行います。

年度	第7期計画期間			第8期計画期間		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
点検件数	100	55	76	77	77	77
事業所数	36	28	28	30	30	30
(うち包括除く)						
点検件数	68	36	62	55	55	55
事業所数	19	12	17	16	16	16

③ 住宅改修等の点検

保険者が改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や工事見積書を点検し、利用者の状態に合う適切な住宅改修に努めます。

また、福祉用具利用者に対し、その必要性や利用状況を確認し、適切な福祉用具の利用に努めます。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

国保連からの情報提供により、複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行い、請求内容の誤りを発見した場合は、事業者を指導し、誤請求の削減を図ります。

⑤ 介護給付費通知

保険者から受給者本人（又は家族）に給付状況等について通知を行うことにより、受給者や事業者に対して、適切なサービスの利用と提供の普及・啓発に努めます。

年度	第7期計画期間			第8期計画期間		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
発送件数 年6回総計	130,025	134,965	140,000	145,000	150,000	155,000

⑥ 介護サービス事業者に対する訪問指導

介護給付費の請求とケアプランの整合性の点検等の介護報酬に着目した訪問指導を行い、適正な介護サービス提供の促進に努めます。